

業務再点検結果報告

部署名	神戸植物防疫所坂出支所小松島出張所
部署の業務内容	輸出入植物検査及び移動制限植物等の規制内容の広報

項目		対応は十分か	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	輸出入検疫に關し、法令改正、検疫措置の変更等があった場合には、その都度、事業者等関係者に変更内容を説明し、周知に努めている。なお、検疫業務に關し、事業者等関係者からの苦情は寄せられていない。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	苦情、要請、内部告発はこれまで寄せられていないが、あった場合には、情報収集を十分行い、必要に応じて上部機関とも相談しながら、親切に対応することとしている。 なお、対応ルールについて、改善の要請は寄せられていない。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	法令改正、検疫措置の変更等があった場合には、その都度、検疫協会、ステベなど関係者へ説明を行い、周知に努めている。また、定期(危害防止報告会など)の機会を捉え、積極的に改正点などの説明を行っている。 なお、これまで対応について、関係者から批判等は受けてない。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項目		対応は十分か	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ 輸入食糧に対するくん蒸措置(農薬使用基準の遵守)
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	—
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	—
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか(根拠のない判断をしていないか)。	—
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—
	影響可能性の確認	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—
		第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができないと指摘されたことはあるか。	—
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	なし	/	なし
		/	
		/	